

生徒が所持している今未来手帳に記載されている本校の「日常生活のきまり」のページを紹介します。

9 日常生活のきまり

I 登校・下校

1 登校時刻（8時40分）を守って登校する。

下校時刻（月～金 16時30分，土 13時）を守る。完全下校は16時50分とする。

部活動等による延長活動については，原則として17時45分までとする。（事前の届出と顧問の在校が必要）活動生徒の最終下校は18時15分とする。

2 忌引・欠席・遅刻・早退は，事前に本校所定の様式（生徒手帳：諸届欄）で申し出ること。当日のやむを得ない理由による欠席・遅刻等については，原則保護者から学校に連絡をする。

3 始業時刻から終業時刻までは外出を認めない。止むを得ず外出する必要がある場合には，いま未来手帳の諸届欄に必要事項を記入して担任の許可を得る。

4 登下校途中に交通事故等に遭った場合には，直ちに警察（110番）に電話をし，その後学校にも連絡をする。

5 授業日ではない土曜日，日曜日，祝日，年末年始（12月29日～1月3日），閉庁日は登校できない。ただし，部活動等で登校を希望する場合には，事前の届出と顧問の在校を条件に登校が認められる。

II 服装・身だしなみ

1 制服は正しく着用しなければならない。ピアス等の装飾品は身につけず，化粧や頭髮のパーマ，染色等は禁止する。

2 制服は次のとおりとする。

男子…黒色の詰襟学生服上下（市販可，指定のボタンを付ける。）・白色ワイシャツ（市販可）

夏期（6月1日～9月30日）は，指定服（白色ワイシャツまたは学校指定ポロシャツ，グレーズボン）を着用する。

女子…指定服（ジャケット・スカート・スラックス・リボン・ネクタイ・紺または黒ニットベスト）・白色ブラウス（市販可）

夏期（6月1日～9月30日まで）は，指定服（白色ブラウスまたは学校指定ポロシャツ・スカート・スラックス）を着用する。ただし，夏期のリボン・ネクタイは学校行事等必要と思われるときに着用する。

※夏期着用スカート・スラックス（同色同柄の薄地）は，希望購入とする。

※スカートを切って丈を詰めてはならない。

※スカート丈は，ひざ皿上辺を基準とする。

男子は校章を詰襟の左襟に，女子はジャケットのボタンホールに付ける。

男女共，長袖・半袖の白ワイシャツ，白ブラウスの上に黒または紺の単色無地ニットベストを着用してもよい。カーディガンを着用する場合，その色はニットベストに準じる。

※衣替え移行期間は5月11日～6月15日，9月10日～10月15日とする。

- 3 通学には革靴または運動靴を用いる。雨天時等は長靴を可とする。
- 4 上履きは学年色の入った指定のものを用いる。
- 5 冬期の通学時は必ず制服の上着を着用する。
- 6 制服の上にコートを着用してもよい。
- 7 授業のない日でも登校の際は制服を着用する。ただし、学校休業日については許可を受けた部は、指定の部活着による登下校を許可する。
- 8 特別な事由によって異装の必要のある時は、ホームルーム担任に届け出て許可を得る。

III 問題行動

法律に反する行為のほか、バイク登校（同乗含む）、不正行為、指導無視、暴言、授業妨害、その他不適切な行為等があった場合には、特別指導の対象とする。

IV 校内施設の利用

- 1 校内の施設ならびに教具等は、ていねいに扱い、あやまって破損した場合は、関係の先生に申し出て指示を受ける。場合により弁償の責任を負う。
- 2 所属のホームルーム教室および部室以外の場所を使用希望する場合には、あらかじめ関係の先生に申し出て許可を受ける。
- 3 掲示・印刷物等の配布については、あらかじめ学校の許可を受け、掲示は所定の場所にする。

V 所持品

- 1 いま未来手帳・生徒証は常に所持する。
- 2 学校生活に必要なものは持って来ない。
- 3 所持品を紛失したり、拾得物があった場合には、直ちにホームルーム担任、または生活指導部の係の先生に届け出る。

VIII 校外生活

アルバイトは原則として禁止する。ただし、止むを得ない事情でアルバイトをしなければならないときは、保護者の同意を得た上で学校に届け出て、許可を得た者のみ認められる。

IX 昼食購入

- 1 パン・牛乳等は、自販機または売店で購入する。
- 2 食事または昼食購入のための外出は禁止する。